

## 防府市低入札価格調査実施要領

### 1 趣旨

防府市における工事又は製造の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に関し、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に基づき最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合における手続き、その他の必要な事務取扱いについて定めるものとする。

### 2 低入札価格調査基準価格の設定

工事又は製造の請負契約を締結しようとする場合で、当該申込み（入札）に係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときに該当するかどうかの基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、次のとおりとする。

ただし、防府市建設工事最低制限価格制度実施要領第3条に規定されている最低制限価格が設定されたものを除く。

#### (1) 土木系工事（土木等一般工事、土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事）

予定価格の算出基礎となった「直接工事費の10/10＋共通仮設費の9/10＋現場管理費の8/10＋一般管理費の7/10」（各費目毎に所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨て。）を合計。）から千円未満を切り捨てた価格とする。

ただし、その額が予定価格に110分の100を乗じて得た額の10分の9.5（千円未満切捨て。）を超える場合にあっては、10分の9.5とし（千円未満切捨て。）、10分の7（千円未満切捨て。）に満たない場合にあっては、10分の7とする（千円未満切捨て。）。

#### (2) 営繕系工事（建築工事、営繕系機械設備工事、営繕系電気設備工事及び解体工事）

予定価格の算出基礎となった「直接工事費の10/10＋共通仮設費の9/10＋現場管理費の8/10＋一般管理費の7

／10」(各費目毎に所定の率を乗じたもの(小数点以下切捨て。)を合計。)から千円未満を切り捨てた価格とする。

ただし、その額が予定価格に110分の100を乗じて得た額の10分の9.5(千円未満切捨て。)を超える場合にあっては、10分の9.5とし(千円未満切捨て。)、10分の7(千円未満切捨て。)に満たない場合にあっては、10分の7とする(千円未満切捨て。)

営繕系工事において直接工事費の額は、直接工事費から現場管理費相当額を減じた額とし、現場管理費の額は、現場管理費に直接工事費から減じた現場管理費相当額を加えた額とする。

なお、現場管理費相当額は、以下によるものとする。

ア イを除く営繕系工事

直接工事費に10分の1を乗じた額(小数点以下切捨て。)

イ 営繕系工事のうち昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門事業者を対象とした工事

直接工事費に10分の2を乗じた額(小数点以下切捨て。)

### 3 調査基準価格の確定

予定価格の調定者は、本制度の対象工事に係る請負契約を競争入札に付そうとするときは、予定価格の算出の基礎となる仕様書、設計書等により、調査基準価格を算出し、予定価格調書の下部に低入札価格調査基準額(調査基準価格に100分の110を乗じて得た額をいう。)及び低入札価格調査基準額の110分の100の額を記載するものとする。

### 4 入札参加者への通知

本制度の円滑な運用を図るため、設計図書配付の際に入札心得の条文を添付するとともに、入札執行の際に次のことを説明し、問題が発生しないよう配慮する。

- (1) 低入札価格調査があること。
- (2) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法。

- (3) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。

## 5 入札の執行

入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は、入札者に対して、調査基準価格を下回る入札があったため落札決定を保留し、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により、落札者は後日決定する旨を伝える。

## 6 調査の実施

工事主管課は、調査基準価格を下回る価格で入札が行われた場合、その価格によっては「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」と認められるか否かについて、次の内容により、必要に応じて入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとする。

なお、調査方法等については、別に定める「低入札価格調査マニュアル」に基づくものとする。

また、別に定める「低入札価格調査判断基準」第2の(1)「判断基準額」を適用する工事については、③から⑤、⑦から⑨、⑪から⑬の調査を省略するものとする。

- ① その価格により入札した理由（必要に応じ、入札価格の内訳書を徴する。）
- ② 手持工事の状況
- ③ 手持資材の状況
- ④ 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- ⑤ 手持機械数の状況
- ⑥ 労務者の具体的供給見通し
- ⑦ 過去に施工した公共工事名及び発注者
- ⑧ 経営内容
- ⑨ 建設副産物の搬出地

- ⑩ ①から⑨までの事情聴取した結果について調査検討
- ⑪ ⑦の公共工事の成績状況
- ⑫ 経営状況 取引金融機関、保証会社等へ照会
- ⑬ 信用状態 建設業法違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況、その他
- ⑭ その他の必要な事項

## 7 判断基準

調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かの判断は、別に定める低入札価格調査判断基準に基づき行うものとする。

## 8 調査の結果適合した履行がされると認められる場合の措置

入札執行者は、調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、直ちに最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対し落札の決定があった旨の通知をするものとする。

なお、適合した履行がされると認められる最低価格入札者が2人以上ある場合は、防府市建設工事等競争入札執行事務要綱第10条第6項の規定によるくじ引きを行うものとする。

## 9 調査の結果適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の措置

工事主管課長は、調査の結果、最低価格入札者がした入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは調査の結果及び意見を記載した書面（第1号様式）を作成し、第2号様式により競争入札審査会に提出し、その意見を求めなければならない。

## 10 競争入札審査会の審査及び意見の提示

競争入札審査会は、工事主管課長から意見を求められたときは、審査を行い、書面（第3号様式）によって意見を提示するものとする。

## 11 競争入札審査会の意見に基づく落札者の決定等

- (1) 入札執行者は、競争入札審査会の委員から提示された意見が工事主管課長の意見（その価格をもっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる意見）と同一であり、又は、当該意見を容認するものである場合は、最低価格入札者を落札者とせずに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち最低の価格をもって申し込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。

なお、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、6以降と同様の手続きによる。

- (2) 次順位者を落札者とする場合

入札執行者は、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、直ちに最低価格入札者に対しては落札者としめない旨の通知をする。次順位者を落札者と決定したときは、次順位者に対しては落札者となった旨を通知するとともに、その他の入札者に対しては次順位者が落札者となった（落札の決定があった）旨の通知をするものとする。

## 12 最低価格の入札者を落札者としめないことができる契約

予定価格が500万円を超える工事又は製造の請負契約とする。

## 13 公表

- (1) 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、調査基準価格及び入札者全員の入札金額を入札検査室において閲覧に供するとともに、防府市のホームページ（入札情報公開システムを含む。）に掲載するものとする。
- (2) 次順位者を落札者とした場合は、その理由を11(2)により通知した日の属する年度及びその翌年度の間、入札検査室において閲覧に供するものとする。

## 14 総合評価方式による入札における取扱い

総合評価方式による入札において低入札価格調査を実施する場合の本要領の規定の適用については、4、8、9、11中「最低価格入札

者」とあるのは「調査基準価格を下回る入札を行った者のうち、評価値の最も高い者」と、11(1)中「他の者のうち最低の価格をもって申し込みをした者（以下「次順位者」という。）」とあるのは、「他の者のうち評価値の最も高い者」と、11、13中「次順位者」とあるのは「他の者のうち評価値の最も高い者」とする。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

なお、「低入札価格制度の運用について」（平成6年8月1日制定、平成10年8月1日改訂）は、廃止する。

附 則（一部改正）

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要領は、平成17年2月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要領は、平成18年5月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要領は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要領は、平成21年6月7日から施行する。

附 則（一部改正）

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月1日から施行し、同日以降指名通知又は公告を行うものに適用する。

附 則

この要領は、平成29年1月17日から施行し、同日以降指名通知又は公告を行うものに適用する。

附 則（一部改正）

この要領は、平成31年4月1日から施行し、同日以降指名通知又は公告を行うものに適用する。

附 則（一部改正）

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要領は、令和4年4月1日から施行し、同日以降指名通知又は公告を行うものに適用する。

第1号様式

## 低入札価格調査の実施概要

工事番号

工事名

入札執行日

調査対象者

入札金額

調査基準価格

判断基準額

調 査 項 目	調 査 結 果
1 当該価格で入札した理由	
2 入札金額の積算内訳	
3 手持工事の状況	
4 手持資材の状況	
5 資材購入先及び購入先と入札者との関係	
6 手持機械数の状況	
7 労務者の具体的供給見通し	
8 過去に施工した公共工事名及び発注者	
9 建設副産物の搬出地	

調査の結果及び意見



第 2 号様式

第 号  
平成 年 ( 年 ) 月 日

競争入札審査会  
委員長 様

工事主管課長

低入札価格等の審議及び意見について（依頼）

低入札価格に該当すると認められる下記の工事について、「防府市低入札価格調査実施要領」の第 6 の規定により調査しましたので、同要領第 9 及び防府市財務規則第 9 8 条の規定に基づき、委員の意見を求めます。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所
- 3 入 札 執 行 日
- 4 設 計 金 額
- 5 調 査 基 準 価 格
- 6 入 札 金 額
- 7 調 査 の 結 果 及 び 意 見 を 記 載 し た 書 面  
(低入札価格をした理由・調査結果及び意見等)
- 8 添 付 書 類  
(入札執行調書・設計書・調査報告書等)

第3号様式

第 号  
平成 年（ 年） 月 日

工事主管課長 様

競争入札審査会  
委員長

低入札価格等の審議及び意見について（回答）

平成 年 月 日付け 第 号で依頼のあった、下記の工事について  
審査の結果、入札書で提示された金額では工事設計書が意図していた  
内容に適合した契約の履行がされないおそれがあると認められます。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

低入札価格調査基準額の算出調書（土木系工事）

1 工事番号 \_\_\_\_\_ 第 \_\_\_\_\_ 号

2 工事名 \_\_\_\_\_ 工事

3 入札書比較価格 \_\_\_\_\_  
 (消費税額等を除いた価格)

4 調査基準価格の上限・下限  
 (1) 入札書比較価格×9.5/10(千円未満切捨て) \_\_\_\_\_

(2) 入札書比較価格×7/10(千円未満切捨て) \_\_\_\_\_

5 算出基礎額

(直接工事費の10/10+共通仮設費の9/10+現場管理費の8/10+一般管理費の7/10)

直接工事費		円(a)
直接工事費(a)の10/10(小数点以下切捨て)		円(b)
内訳		
共通仮設費		円(c)
共通仮設費(c)の9/10(小数点以下切捨て)		円(d)
内訳		
現場管理費		円(e)
現場管理費(e)の8/10(小数点以下切捨て)		円(f)
内訳		
一般管理費		円(g)
一般管理費(g)の7/10(小数点以下切捨て)		円(h)
内訳		
合計(b)+(d)+(f)+(h)(千円未満切捨て)		円①

6 調査基準価格 \_\_\_\_\_ 円②

ただし、①が入札書比較価格の9.5/10(千円未満切捨て)を超える場合にあっては、9.5/10とし(千円未満切捨て)、7/10(千円未満切捨て)に満たない場合にあっては、7/10とする(千円未満切捨て)。

7 低入札価格調査基準額 \_\_\_\_\_ 円  
 (②×1.10)

8 低入札価格調査基準額の100/110 \_\_\_\_\_ 円  
 (②と同額)

低入札価格調査基準額の算出調書（営繕系工事）

1 工事番号 \_\_\_\_\_ 第 \_\_\_\_\_ 号

2 工事名 \_\_\_\_\_ 工事

3 入札書比較価格  
(消費税額等を除いた価格)

4 調査基準価格の上限・下限

(1) 入札書比較価格×9.5/10(千円未満切捨て)

(2) 入札書比較価格×7/10(千円未満切捨て)  円

5 算出基礎額

(1) 設計図書上の直接工事費  円(α)

(2) 設計図書上の現場管理費  円(β)

(3) 現場管理費相当額

ア： <input type="checkbox"/>	イを除く営繕系工事	(α)の1/10 (小数点以下切捨て)
イ： <input type="checkbox"/>	営繕系工事のうち昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門 工事業者を対象とした工事	(α)の2/10 (小数点以下切捨て)
		<input type="text"/> 円(γ)

(直接工事費の10/10+共通仮設費の9/10+現場管理費の8/10+一般管理費の7/10)

直接工事費：(α) - (γ)		円 (a)
直接工事費(a)の10/10(小数点以下切捨て)		円 (b)
内 訳		
共 通 仮 設 費		円 (c)
共通仮設費(c)の9/10(小数点以下切捨て)		円 (d)
内 訳		
現場管理費：(β) + (γ)		円 (e)
現場管理費(e)の8/10(小数点以下切捨て)		円 (f)
内 訳		
一 般 管 理 費		円 (g)
一般管理費(g)の7/10(小数点以下切捨て)		円 (h)
内 訳		
合計(b)+(d)+(f) + (h) (千円未満切捨て)		円①

6 調査基準価格  円②

ただし、①が入札書比較価格の9.5/10(千円未満切捨て)を超える場合にあつては、9.5/10とし(千円未満切捨て)、7/10(千円未満切捨て)に満たない場合にあつては、7/10とする(千円未満切捨て)。

7 低入札価格調査基準額  円

(②×1.10)

8 低入札価格調査基準額の100/110  円

(②と同額)

第 号  
平成 年 ( 年) 月 日

工事主管課長 様

入札検査室長

低入札価格判断基準額等について

このことについて、「防府市低入札価格調査実施要領」第7及び「低入札価格調査判断基準」第2の(1)に規定する判断基準額は下記のとおりです。

記

- 1 入札日時
- 2 工事番号
- 3 工事名
- 4 工事場所
- 5 調査基準価格等

(調査基準価格 円)

判断基準額	円
-------	---